

教育勅令主義への道

——日本の教育・一八八〇年～一八八六年——

湯 木 洋 一

一 序 言

ある国家における教育政策、国民教育のあり方はその国民の価値観・文化に看過しがたい影響を投掛ける。私たちはこのことを経験的に知っている。それゆえ、キリスト教教育の担手も、その歴史と現実を確実に自らの視野に把握しておかねばならない。この意図のもとに、私は、幾度か、日本の近代教育史の流れをとりあげ、私の視点から、論文として書いて来た。先の論文「改正教育令における干渉主義の問題」もその一つである。指摘したことは、一八八〇（明治一三）年一月二八日「改正教育令」（太政官布告第五九号）を布告した明治政府が、太政大臣三条実美あてに提出された文部卿河野敏謙の「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」にみられる「放任ス可カラサルモノヲ併セテ放任」したとして「教育令」を批判し、政府の教育への干渉は当然の必要事とする干渉主義の正当性を主張する立場に立って、強引に、教育の中央集権化を図っていったことであった。私は、ひきつづき、この問題から眼をそらさないで、近代から現代にいたる日本の歴史を辿り続け、問い続けたいと考える。

教育勅令主義への道（湯木）

一八八〇（明治一三）年、「教育令」改正にともない、就学義務の強化（第二五条）、公立小学校の設置義務の厳しい規定（第九条）、各府県に小学校教員養成のため師範学校設置の義務付け（第三三条）、小学校教員養成の文部省・地方官による完全支配（第三八条）、修身を首位に位置せしめ（第三条）、小学校教則に関しては、府知事県令の編制と文部省の認可による（第三三条）……等、地方官を通じて文部省の監督権を強化する施策が実施に移された。「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校紀綱園書籍館等ハ公立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」とする第一条の教育の国家統制にむけての意図はその実現の第一歩を踏出すことになった。

ところで、政府による教育干渉主義政策の流れは、明治十年代に、どのように形、内容を整え、あるいは変貌していくのであろうか。この時期は、政治的にも、政策選択をめぐる激しく動揺し移り変った時期であった。

やがて、一八八五（明治一八年）、太政官制に代る内閣制が誕生し、翌一八八六（明治一九）年三月から四月にかけて公布された帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令の四つの学校令が、初代文部大臣森有礼の意向によって、勅命として公布されることになった。これまで「学制」、「教育令」などの学校教育の目的、制度、編成等の基本事項も太政官布告等の法令によって規定されていたのであるが、この四つの勅令以降、これらの重要事項は勅令によって規定される、いわゆる勅令主義への道を歩みはじめることになるのである。もちろん、教育立法勅令主義慣行の確立は、大日本帝国憲法発布の翌年、一八九〇（明治二三）年一月十七日、小学校の目的を「帝国臣民ニ欠ク可ラサル普通教育ヲ施ス」と規定し、小学校教科書を検定制から許可制に変えようとする「改定小学校令」（勅令第二二五号）公布の時とされるが、その勅令としての公布が、当時の文部省の「法律として定め置く時は、爾後之を改廃するには、帝国議會両院の議を経ざるべからず。此の如く鄭重なる順序に依ることと為し置けば、容易に之を動かして朝令暮改

の憂を免るるを得」とする法律案に対し、「教育ノ如キハ、一旦其方針ヲ誤ルトキハ、国家ノ基礎ニ動揺ヲ及ホス等ノ恐ナシトセス。故ニ、之ニ関スル制規ハ、勅令ヲ以テ定ムルコトトシ、議會ヲシテ容喙セシムルノ途ヲ開カサルヲ可トスル」とする枢密院の強い勅令方式主張に基いて決定されていることは、教育勅令主義の意図するものが何であるかを考えるうえでも、きわめて重要であるといわねばならない。

このように、教育に関する明治政府の干渉主義の教育政策はその枠を拡大し、柱を補強して勅令主義への道を歩みはじめることになる。

さて、私は、「教育令」改正から四つの学校令が勅令として公布されるまで、すなわち一八八〇年から一八八六年に至るまでの明治政府の教育政策展開の経緯を、他の領域における政治的な変動推移にもふれながら、もう少し詳しくたどってみたいと考える。このことによつて、キリスト教教育の課題を考察する資料を得たいと思う。

まず、このために、一つの重要な勅令、一八八六（明治一九）年二月二十四日公布の「公文式」（勅令第一号）に注目してみたい。

二 「公文式」とそれへの問い

勅令

朕法律命令ノ格式ヲ制定スルノ必要ヲ認メ茲ニ公文式ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年二月二十四日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文

教育勅令主義への道（湯木）

勅令第一号（官報 二月二十六日）

公文式

第一 法律命令

第一条 法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス

法律ノ元老院ノ議ヲ経ルヲ要スルモノハ舊ニ依ル

第二条 法律勅令ハ内閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ内閣ニ提出シ總テ内閣總理大臣ヨリ上奏裁可ヲ請フ

第三条 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣之ニ副署シ年月日ヲ記入ス其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内

閣總理大臣及主任大臣之ニ副署ス

第四条 内閣總理大臣及各省大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ於テ其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ヲ施行シ又ハ安

寧秩序ヲ保持スル為メニ閣令又ハ省令ヲ発スルコトヲ得

第五条 閣令ハ内閣總理大臣之ヲ發シ省令ハ各省大臣之ヲ發ス

第六条 閣令ハ年月日ヲ記入シ内閣總理大臣之ニ署名ス

第七条 省令ハ年月日ヲ記入シ主任大臣之ニ署名ス

第八条 各官庁一般ニ関スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定メ各庁処務細則ハ其主任大臣之ヲ定ム

第九条 内閣總理大臣及各省大臣ノ所轄官吏及其監督ニ屬スル官吏ニ達スル訓令モ又第六条第七条ノ例ニ依ル

第二 布告

第十条 凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ官報各府県庁到達日数ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス但官報到達日数は

明治十六年五月二十六日第十四号布達ニ依ル

第十一条 天災時變ニ依リ官報到達日数内ニ到達セサルトキハ其到達ノ翌日ヨリ起算ス

第十二条 北海道及沖繩県ハ官報到達日数ヲ定メス現ニ道庁又ハ県庁ニ到達シタル翌日ヨリ起算ス

島地ハ所轄郡役所ニ官報ノ到達シタル翌日ヨリ起算ス

第十三条 法律命令ノ發布ノ当日ヨリ施行セシムルコトヲ要シ又ハ特ニ施行ノ日ヲ掲ケタルモノハ第十条第十一条第十二条ノ例ニ依ラス

第三 印璽

第十四条 国璽御璽ハ内大臣之ヲ尚蔵ス

国璽御璽ハ親署ノ後内大臣之ヲ鈴ス

第十五条 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈴ス

第十六条 国書条約批准外国派遣吏委任状在留各国領事証認状及三等以上勲章ノ勲記ハ親署ノ後国璽ヲ鈴ス

四等以下勲章ノ勲記ハ国璽ヲ鈴ス

第十七条 勅任官ノ任命ハ其辞令書ニ御璽ヲ鈴シ奏任官ノ任命ハ其奏薦書ニ御璽ヲ鈴ス

右は一八八六（明治一九）年二月二四日公布の勅令第一号「公文式」の全文である。内閣制によって発足したばかりの明治政府のもとで、近く実現する憲法制定に應ずるため、法令の制定手続きと公布の方法を体系的に整備した規定である。それは法律・勅令・閣令・省令からなっている。教育史の立場からみれば、一八八六（明治一九）年三月、

四月に公布された帝国大学令、師範学校令、小学校令、中学校令をはじめとする各種の教育勅令の法的根拠となった勅令である。

残念ながら、時間をかけての探索にもかかわらず、私は、この「公文式」制定の過程とその間になされた議論についての歴史資料にふれることができないで現在にいたっている。

私が、この「公文式」について、もう少ししたいって歴史資料を求めて探ってみたいと考える理由は、例えば、「公文式」の制定について、「法令の体裁もその告知方法も、なお個別的で統一をかいていたから、ついに一九年二月勅令第一号をもって、公文式一七条の発令をまって、規格が統一された。すでにその時は太政官制が廃せられて、内閣制が施行されており、憲法発布も近づきつつあったから、かかる事態に対応する必要から出たものである」とする説明ではとうてい満足できないことにあり、あるいは「内閣制度の成立にともない、同年二月二十四日勅令第一号によって公文式が制定され、従来の太政官布告・達の形式があらためられ、国家制定法は法律と命令（勅令、閣令、省令）に分けられ、公布・布告の方式が新たに規定された」、および「公文式、各省制通則、各省大臣職権、各省定員表などが制定されて内閣制度は一応組織上では整備されることになった」という解説もまた私の求める説明にはなっていないと考えるからである。明治維新以来の法令形式の統一、整理、あるいは内閣制の組織上の整備と理解し、説明するだけでは、私の求める意味で、説明にはならず、法制上の説明としても浅薄の謗りは免れぬところであろう。「小学校令」改正時のおけるすでに述べた枢密院の主張が示す重要な内容を、この「公文式」制定作業の意図として含んでいたのかどうか、このことが問われなければならない。その意図があったとすれば、私たちは、「公文式」制定を天皇制国家形成過程の重要な一段階として位置付けねばならないであろう。このような問いをもちながら明治一〇年

代の歴史を、教育の歴史を中心に、あらためて、たどってみることにしたい。その作業のなかで、「公文式」の暫定的な位置づけと教育史的課題を掘起す試みをおこないたい。

三 「教育大旨」 教学実現の動き

「教育令」(一八七九年九月二九日、太政官布告第四〇号)が布告される直前、九月初旬、侍講元田永孚の手になる「教育大旨」、「小学条目二件」が、天皇から、学制検討の責任者である参議兼内務卿伊藤博文に示された。次のような文面である。

聖 旨

教 学 大 旨

教学の要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ。然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス。然ル所以ノ者ハ、維新ノ始、首トシテ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ效ヲ奏スト雖トモ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルル所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス。是我邦教学ノ本意ニ非サル也。故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ、孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ随テ益々長進シ、道德才芸、本末全備シテ、大中至正ノ教学、天下ニ布滿セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルコト無カル可シ。

教育勅令主義への道 (湯木)

小学条目二件

二六〇

一 仁義忠孝ノ心ハ、人皆之有リ。然トモ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ、他ノ物事已に耳ニ入り、先入主トナル時ハ、後奈何トモ為ス可カラス。故ニ当世小学校ニテ、絵図ノ設ケアルニ準シ、古今ノ忠臣・義士・孝子・節婦ノ画像・写真ヲ掲ケ、幼年生入校ノ始ニ、先ツ此画像ヲ示シ、其行事ノ概略ヲ説諭シ、忠孝ノ大義ヲ、第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス。然ル後ニ諸物ノ名状ヲ知ラシムレハ、後來忠孝ノ性ヲ養成シ、博物ノ学ニ於テ、本末ヲ誤ルコト無カルヘシ。

一 去秋各県ノ学校ヲ巡覽シ、親シク生徒ノ芸業ヲ驗スルニ、或ハ農商ノ子弟ニシテ、其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ。甚キニ至テハ、善ク洋語ヲ言フト雖トモ、之ヲ邦語ニ訳スルコト能ハス。此輩他日業卒リ家ニ歸ルトモ、再タヒ本業ニ就キ難ク、又高尚ノ空論ニテハ、官ト為ルトモ無用ナル可シ。加之、其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ、県官ノ妨害トナルモ少ナカラサルヘシ。是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ。故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ、高尚ニ馳セス、実地ニ基ツキ、他日学成ル時ハ、其本業ニ歸リテ、益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アランコトヲ欲ス。

文面に見るように、「教学大旨」は「從ニ洋風是競フ」開明主義を批判し、「仁義忠孝ヲ明カニ」する教育を柱に教育の再編を政府に迫るものであった。しかも、その底には、教育の根本方針は天皇が權威をもって指示するものであるという思想があり、この意味で、「教育大旨」は一八八九（明治二二）年の「教育勅語」の先驅をなすとも言ふことができる。これに対し、伊藤は井上毅起草の「教育議」をもって応じ、さらに提示される「教育議付議」を無視したかたちで、九月二九日「教育令」（太政官布告第四〇号）を布告した。ただしこの布告に際し、寺島宗則を空席の

文部卿に据え、天皇の意向を実施することを約したこと、およびその実施についてはすでに述べた。しかも、すでに述べたごとく、明治政府は、一八八〇年二月「改正教育会」を布告し、教育の中央集権化を強めるとともに、その実施過程で教育の内容、教員の内面にまで立入って干渉規制をおこなうことになる。ちなみに、この時期に明治政府がおこなった教育に係のある立法・施策は次のごとくである。

一八八〇（明治一三）年三月九日

文部省、教則取調掛を設置、編輯局を置き教科書編纂を始める。

一八八〇（明治一三）年四月五日

集会条令（太政官布告第一二号）

一八八〇（明治一三）年八月一三日

文部省地方学務局、福沢諭吉『通俗国権論』、『管俗民権論』、加藤弘之『国体新論』等二七点を教科書として不適當であることを各府県に通牒。

一八八〇（明治一三）年九月二二日

文部省地方学務局、文部省印行『修身論』等一四点を教科書として不適當と追加通牒。

一八八〇（明治一三）年十二月一八日

文部省、「教科書内容取締りに関する注意」（文部省達二二号）において、「学校教科書之儀ニ付テハ、追テ示達スル儀可有之候得共、国安ヲ妨害シ、風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書物ハ勿論、教育上弊害アル書

籍ハ採用セサル様予テ注意可致、此旨為心得相達候事」と通達。¹⁾

一八八一（明治一四）年五月五日

小学校教則綱領（文部省達第一四号）

一八八一（明治一四）年六月一日

府県立町村立学校職員名称並ニ准官等（太政官布告第五二号）

一八八一（明治一四）年六月一日

小学校教員心得（文部省達第一九号）

一八八一（明治一四）年七月二日

学校教員品行検定規則（文部省達第二六号）

一八八二（明治一五）年一月四日

軍人勅諭（陸軍達第三号）

一八八二（明治一五）年二月二日

学則ニ付勅諭

一八八二（明治一五）年二月二日

幼学綱要

一八八三（明治一六）年七月三日

教科书認可制（文部省達第一四号）

明治政府は「教育令」を改正公布するとともに、すでにはじめられていた小学校教則の統制をもおこない、「改正教育令」第二三条の具体化をはかる。さらに、一八八一年五月五日には、前年設置された教則取調掛の準備した草案の歴史科教則を、明治天皇の意志によって、皇室中心の歴史に改め、文部省達第一四号をもって「小学校教則綱領」を公布しており、注目しておきたいことは、政府は、この時期に、さらに、二つの側面から教師の統制をおこなっていることである。第一に、一八八〇（明治一三）年四月五日、政府は「集会条令」を公布し、たとえば、第七条「政治ニ関スル事項ヲ講談スル集会ニ陸海軍人常備予備後備ノ名籍ニ在ル者、警察官、官立公立私立学校ノ教員生徒、農工芸ノ見習生ハ、之ニ臨会シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス」によって、また「改正教育令」第三七条との組合せによって統制を強めるのであるが、さらに、一八八一（明治一四）年六月一八日、「小学校教員心得」（文部省達第一九号）の公布によって、これらを集約するのである。「小学校教員心得」は次に示す文面よりなる。

小学校教員心得

小学校教員心得別冊ノ通相定候条右旨趣ニ基キ懇篤教誨ヲ加ヘ教員ノ本分ヲ誤ラシメサル様可致此旨相達候事
小学校教員心得

小学校教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ関シ普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫
小学教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛国ノ志
氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小学教員タル者

宜ク深く此意ヲ体スヘキナリ因テ其恪守実践スヘキ要欸ヲ左ニ掲ホス苟モ小学教員ノ職ニ在ル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ

明治十四年六月

文部卿 福岡 孝弟

一 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ

皇室ニ忠ニシテ国家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡夕人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ

一 智心教育ノ目的ハ専ラ人々ヲシテ智識ヲ広メ材能ヲ長シ以テ基本分ヲ尽スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ声名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ為メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ体認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ従事スヘシ

一 身体教育ハ独リ体操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線温度ノ適宜及大気ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ予防シ以テ之ニ従事スヘシ

一 鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ヲ懐クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身体ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ実効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能スクヘキ所ニアラサレハナリ

一 学校管理上ニ欠クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ欠クヘカラサル許多ノ勞力ハ身体孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務ヲ尽スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ

- 一 教員タル者ハ唯小学校教則中ニ掲クル所ノ学科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ学科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ條チ教授上ニ破綻ヲ生ヒ遂ニ其憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ学校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ
- 一 教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ学識ヲ広メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ実効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テ之アラサルナリ
- 一 師範学校等ニ於テ嘗テ学習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一様子タルニ過キサルモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ
- 一 人ノ心身及身体ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令孜々汲々トシテ教育ニ従事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ルルコト能ハサルナリ
- 一 学校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タル者ハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ弁シ且事ヲ処スルノ方法、務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス
- 一 校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ徳誼ヲ勧誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ体認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス
- 一 熟練懇切黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ欠クヘカラサルノ美事タリ故ニ能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ従フトキハ独リ教授ノ実効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ

学校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉励等ノ諸徳ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス
 忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懐ル能ハス勉励ニア
 ラサレハ事ヲ成ス能ハス

生徒若シ党派ヲ生シ争論ヲ発スル等ノ事アラハ之ヲ処置スル極メテ穩当詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラ
 シヲ要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寛厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノ
 コトアルヘカラス

人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラ
 サルトキハ独リ幼童ノ徳性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ
 幼童ノ中心タル至虚至冲キシテ外物ノ為ニ感染セラルルコト極メテ鋭敏ナレハナリ

教員タル者ノ品行ヲ尚クシ学識ヲ広メ経験ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ対シテ尽スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尚
 クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ学識ヲ広メ経験ヲ積ムハ其職業ノ光沢ヲ増ス所以ナリ

第二に、「府県立町村立学校職員名称並ニ准官等」(太政官達第五二号)により、小学校長の地位が確定し、教員は
 官吏待遇とされることが規定された。このことによつて教員の社会的地位は向上したかに見えるが、しかし同時に、
 教員の階層的組織化と官僚制支配への組込みがおこなわれることになった。

このように明治政府は、教員だけでなく教員をも政府の支配下に置く施策を展開しながら、天皇の名のもとに、教
 育の中央集権化、官僚支配による教育行政制度の構築を推進する。このことを「一三年改正教育令およびそれを中軸

とする教育関係の諸立法は、自由民権運動を中核とする反政府人民闘争の高揚に対抗して権力が行った中央、地方官僚制の整備、憲兵制度の創設等に照応して、一二年教育令が町村住民に与えた地方 \parallel 町村教育行政の \wedge 自治権 \vee を奪回し、教育における中央集権的官僚支配を強化して、天皇制的精神指導を基軸とする人民教化政策を積極的に展開することを企画したものであった¹⁵と論じることとも可能であろう。しかしこの動きはここで完結するものではなかった。一八八二（明治一五）年二月二一日、次のような「御内旨」 \parallel 「学制ニ付勅諭」 \parallel が、元田永孚を通して、前年一八八一年四月七日に河野敏謙に代って就任した文部卿福岡孝弟に伝えられた。

学制ニ付勅諭

今回文部省学制諸般ノ規則ヲ熟覽セシニ、初メ朕ガ、前任文部卿寺島宗則ニ諭シタル以来ノ趣意達セシ者ト看ル。故ニ其教則等ニ於テモ、総テ朕ガ異存ヲ措ク所ナシ。因テ此旨ヲ速ニ現任文部卿ニ伝ヘヨ。且次ノ条件ヲ諭セヨ。

- 一 此学制規則ヲ以テ、十分ニ實際ノ施行ヲ遂グルヲ要トスベシ。之ヲシテ徒法ニ帰セシムコト勿レ。
- 一 教育ノ事ハ、固ヨリ一時ニ遂グベキモノニ非ズ。仮令現任文部卿ヲ替ルトモ、文部省ニ於テハ、此旨趣ヲ一貫シ、徹底セシムベキノ覚悟アルベシ。

一 従来欧米ニ偏セシ学風ハ、亡慮之ヲ洗除シ、小学歴史科ニ於テハ、我国史ノ外、漢洋共ニ用ヒザルガ如キ、尤其宜シキヲ得タリトス。然ドモ爾後或ハ風潮ニ逐ハレ、更ニ独逸ニ倣フベク、又ハ露国ニ取ルベキ等ノ論アルモ、文部省一定ノ制規ニ變動セズ、十年ノ後其成功ヲ奏スベシ。若シ不_レ得_レ巳シテ更ニ各国ニ取ルベキ等ノコトアラバ、文部卿能ク其意見ヲ尽シ、精拏シテ、其取ルベキモノヲ取り、彼ニ偏スルコト勿_レ。¹⁶

この「学則ニ付勅諭」はこの時期に実施された政府の諸政策、諸立法を高く評価しながら、なお、「假令現任文部卿ヲ替ルトモ、文部省ニ於テハ、此旨趣ヲ一貫シ、徹底セシムベキノ覚悟アルベシ」と、きわめて強い調子で命じ、この命令が他のなものにも優先することを強調する。そしては、これは、「軍人勅諭」による軍の「統帥権の独立」に対応する、いわゆる「治教権独立」に制度上の契機を与え、「教育立法勅令主義の慣行」の源となったと一般に考えられる重要な勅諭となったのである。¹⁸

さらに、一八八二年（明治一五）年一月二日、明治天皇は、元田永孚、高崎正風、仙石政園、児玉源之丞らの手になる、孝行、忠節、和順、友愛、信義、勤学、立志、誠実……等の二〇徳目からなる幼児学童のための教訓書「学綱領」を頒賜の「勅諭とともに地方官たちに下賜した。その「幼学綱要頒賜の勅語」全文と「幼学綱要」大意は次の如くである。

幼学綱要頒賜の勅諭

彝倫道德ハ教育ノ主本、我朝・支那ノ専ラ崇尚スル所、欧米各国モ亦、修身ノ学アリト雖モ、之ヲ本朝ニ採用スル、未タ其要ヲ得ス。方今学科多端、本末ヲ誤ル者、亦鮮カラス。年少就学、最モ当ニ編纂シ、群下ニ頒賜シ、明倫修徳ノ要、茲ニ在ルコトヲ知ラシム。

幼学綱要

孝行第一

天地ノ間、父母無キ人無シ。其初メ胎ヲ受ケテ生誕スルヨリ、成長ノ後ニ至リ、其恩愛教養ノ深キ、父母ニ若ク者莫シ。能ク其恩ヲ思ヒ、其身ヲ慎ミ、其力ヲ竭シテ、以テ之ニ事ヘ、其愛敬ヲ尽スハ、子タルノ道ナリ。故ニ孝行ヲ以テ、人倫ノ最大義トス。

忠節第二

宇内萬國、國體各々異ナリト雖モ、主宰有ラザルノ民無シ。凡ソ人臣タル者、其君ヲ敬シ、其國ヲ愛シ、其職ヲ勤メ、其分ヲ尽シ、以テ其恩義ニ報ズルヲ以テ常道トス。況ヤ萬世一系ノ君ヲ戴キ、千古不易ノ臣民タル者ニ於テヤ。故ニ臣ノ忠節ヲ子ノ孝行ニ並ベテ、人倫ノ最大義トス。

和順第三

人ニ男女アリ、故ニ必夫婦アリ。夫婦アリ、然後父子アリ。兄弟アリ、以テ一家ヲ成ス。夫ハ其外ヲ治メ、婦ハ其内ヲ修ル者ナリ。夫婦和順ナレバ、一家斉理ス。所謂ル人倫ハ夫婦ニ始ルナリ。之ヲ忠孝ニ並ベテ、人倫ノ大義トス。

友愛第四

兄弟ハ一体一支ナリ。長少ノ序、恵順ノ別アリト雖モ、相友愛スルノ情理ニ至テハ、則異ナルコト無シ。故ニ其理ヲ念ヒ、其

教育勅令主義への道 (湯木)

情ヲ尽シ、終身相善クシテ、以テ其恩義ヲ全クスルヲ、兄弟ノ道トシ、夫婦ノ和順ニ亞テ、人倫ノ大義トス。

信義第五

人ノ身ヲ立テ道ヲ行フ、必朋友ノ輔ヲ須ツ。故ニ一タビ相友トスレバ、互ニ腹心ヲ開キ、忠告善導、患難相濟ヒ、得喪ヲ以テ其交ヲ渝ヘズ、終始一ノ如キヲ、朋友ノ信義トシ、五倫中ノ一要義ニシテ、亦汎ク人ニ交ルノ道ナリ。

勤学第六

人皆天賦ノ徳性アリ。然ドモ学バズシテ能ク道ヲ知ル者無シ。必当サニ先覺ニ就テ学習シ、道ヲ明メ、行ヲ修メ、以テ其徳ヲ成スベシ。苟モ師トスル所無ク、才ヲ恃テ自用ルトキハ、徳ヲ傷ヒ事ヲ償ル。小枝末芸ト雖モ、終ニ成スコト能ハズ。故ニ勤学ハ、己ヲ成シ物ヲ成スノ根柢ナリ。

立志第七

凡ソ人徳ヲ崇クシ業ヲ建ムト欲セバ、当サニ先ノ其志ヲ立ツベシ。志ヲ立ルコト、堅固ニシテ変ゼズ、強メテ息アザレバ、期スル所遠大ト雖モ、暢達セザル者鮮シ。若シ其志浮泛ニシテ、徒ニ成ル有ムコトヲ求ルハ、猶播種セズシテ、收穫ヲ望ムガ如シ、豈得ベキノ理有ムヤ。故ニ志ヲ立ルハ、徳ヲ崇クシ業ヲ建ルノ大本ナリ。

誠実第八

誠実ハ人心ノ本根、百行皆茲ヨリ出ツ。苟モ偽詐虚妄ニ涉ルト

キハ、才智有リト雖モ、恃ムニ足ラズ。故ニ一言一行、内ニ省ミテ疚シカラズ、而シテ後、身ヲ保チ事ヲ済ス可シ。此レ誠実ノ須叟モ難ル可カラザル所以ナリ。

仁慈第九

天地ハ生物ヲ以テ心トス。人其理ヲ受テ生ル。故ニ亦天地ノ心ヲ以テ心トス。所謂ル人ニ忍ビザルノ心是ナリ。此心ヲ擴充シテ事物ニ及ボスヲ、仁慈ノ道トス。人苟モ此心ヲ失ハバ、理ニ背キ道ニ違ヒ、以テ自立ツコト無シ。誠ニ能ク仁慈ニシテ後、以テ人ト為ス可シ。故ニ曰ク、仁ハ人ナリ。

禮讓第十

禮ハ天理ノ節文、人事ノ儀則、讓ハ即禮ノ実ナリ。禮讓有リ、而シテ後、天理全ク、人事順ニシテ、家齊ヒ国治マル。一日之ヲ去レバ、則人人欲ヲ縱ニシテ、争鬪犯乱、至ラザル所無シ。其禽獸ヲ去ルコト幾何ゾヤ。必当サニ恭敬・謙遜ヲ主トシ、進退動止、須叟モ禮讓ニ離レザルベシ。則萬物ノ靈タルニ愧ヂザルナリ。

儉素第十一

人各々貴賤貧富ノ分アリ。故ニ其分ニ随ヒテ、財用ヲ節シ、儉素ヲ守ルハ、天道ヲ敬シ、人福ヲ享ル所以ナリ。苟モ意ヲ肆ニシテ奢侈ニ趨ケバ、必歿^{わうきやう}咎ヲ致ス。甚キハ則身ヲ喪ヒ家ヲ亡スニ至ル。慎マザルベケムヤ。若シ散ズベクシテ散ゼザルハ吝ナリ。儉ニ非ズ。儉吝ノ別、亦当サニ審ニスベキ所ナリ。

忍耐第十二

人志有リト雖モ、忍ブコト有ラザルモノハ、事中道ニシテ廢ス。唯能ク忍ブコト有リテ、垢ヲ含ミ、恥ヲ蒙リ、艱苦ヲ甘ムジ、危患ヲ踐ム者、乃其志ヲ成スコトヲ得ム。之ヲ泉水ノ、深山ニ出テ江海ニ達スルニ譬フ。其能ク然ル所以ノ者ハ、巖石ノ為ニ盈進^{えいしん}ヲ廢セザレバナリ。忍耐ノ効效、亦大ナカラズヤ。

貞操第十三

女子父母ノ家ニ在ルトキハ、幽閑静淑、敢テ非礼ニ從ハズ。嫁シテ人ノ妻ト為ルトキハ、又終身他靡ク、事変ニ遭テ、其守ヲ易ヘズ。是ヲ之レ貞操ト謂フ。婦徳ノ尤モ大ナル者ナリ。故ニ柔順恵和、要訓ニ非ル無シト雖モ、特ニ此ヲ以テ先トス。婦女其レ之ヲ体セザル可ケムヤ。

廉潔第十四

凡人義ヲ立テ道ヲ行ハムト欲セバ、廉潔ナラザル可カラズ。能ク廉潔自持^{りぢ}シテ、榮利ニ誘ハレズ、而シテ後、義以テ立ツ可シ。道以テ行フ可シ。苟モ貧汗ノ心有テ、為スベカサルコトヲ為シ、取ル可カラザルモノヲ取ルトキハ、則義ヲ傷リ、道ヲ害フ。人ノ子ニ在テハ、不孝ナリ。人ノ臣ニ在テハ、不忠ナリ。事功有リト雖モ、復タ多トスルニ足ラズ。此レ廉潔ノ当サニ務ムベキ所以ナリ。

敏智第十五

智ノ人ニ於ケル、其用誠ニ大ナリ。然レドモ貴ブ所ハ、事理ニ

敏ニシテ、機宜ニ中ルニ在リ。若シ徒ニ捷給ニ驚セ、利巧ニ趨ルトキハ、其害亦甚シ。故ニ忠信ヲ以テ本ト為シ、道理ヲ以テ砥礪ト為シ、研磨シテ己マザレバ、則触ルル所敏達洞徹、天下ノ事ニ於テ、亨ラザルコト無シ。

剛勇第十六

人能ク剛勇ナレバ、事ニ当テ奮進ス、屈セズ撓マズ、以テ其道ヲ尽スコトヲ得。苟モ怯懦ナレバ、道理ヲ知ルト雖モ、或ハ利害ニ移サレテ、自持スルコト能ハズ。故ニ必当リニ義ヲ集メ、氣ヲ養ヒ、以テ其心ヲ持スベシ。則柔者モ必剛、怯者モ必勇ナリ。

公平第十七

夫鑑ノ照ス所、人其美醜ヲ争ハズ。公ナレバナリ。衡の称ル所、人其輕重ヲ議セズ。平ナレバナリ。故ニ大公至平、以テ家國ニ臨マバ、何ゾ其治ラザルヲ患ヘムヤ。苟モ偏私有ルトキハ、則人服セズシテ、衆從ハズ。小ナルハ怨讎ヲ取り、大ナルハ叛乱ヲ取り、大ナルハ叛乱ヲ致ス。治乱ノ機、慎アザル可ケムヤ。

度量第十八

寛裕ニシテ容ルルコト有ル、之ヲ度量ト謂フ。度量ハ、善ヲ聚メ衆ヲ得ル所以ニシテ、盛徳大業、此コニ資リテ以テ成ル。故ニ人当サニ務メテ其規模ヲ大ニシ、小利ヲ視ズ、近功ヲ計ラザルベシ。則胸中自寛裕ニシテ、成就スル所必宏遠ナリ。

識断第十九

識明ナレバ、善ク断ズ。明識善断ハ、大謀ヲ決シ、大事ヲ定ム

教育勅令主義への道（湯木）

ル所以ニシテ、天下復ク処シ難キ者無シ。是レ亦理ヲ窮メ、意ヲ誠ニスルノ至リナリ。

勉職第二十

人ノ天地ノ間ニ生ルル、上天子ヨリ、下庶民ニ至ルマデ、職有ラザルハ莫シ。既ニ職有リ、一日之ヲ怠レバ、罪ヲ天地ニ獲。焉ゾ之ヲ勉メザルヲ得ムヤ。人人其職ノ当ニ為サスベキ所ヲ勉メテ、其外ヲ願ハザルトキハ、邦國治安ニシテ、上下共ニ景福ヲ受ク。豈美美ナラズヤ。（以上、各徳口毎の「大意」のみ）

これにより、前記「学制ニ付勅諭」のめざすところは一步進められることになった。かくして、「教学大旨」教学の実現を推進しようとする動きは、わずか三年の間に、その推進過程のなかで、次第に意図を明確し、また具体化しながら、ここまで展開し、もはや動かし難い方向性を獲得し、一定の教育体制を構築する力をもつにいたったのであり、さらに四年後には、その法的基盤をも生みだすことになるのである。

四 政治的変動と太政官制の変容

ここで、一八八〇（明治一三）年の「改正教育令」以降の日本の教育のあり方の変容に関し、われわれが確認しておかねばならぬことは、ただ、明治政府の指導者たちの教育についての考え方、したがって、そこからくる教育政策だけが、単独に、変容したのではなく、その変容が明治一〇年代の日本の歴史的、社会的変動と、それにもなる政治的変動の流れの中で起って来たものであるということについてである。

新政権は、一八六八（明治元）年四月二二日公布された「政体書」に基き、七官両局制を整え、中央政府を太政官と称し、形式的ながら、行政、司法の三権分立を根幹として組織された。しかし、開明化・富国強兵政策によって国家的独立を達成し、不平等条約を改正することを急務とする明治政府は、内部に於ける対立をかかえながら、版籍奉還（一八六九）、廃藩置県（一八七二）等と中央集権国家をめざす諸政策を断行する過程で、中央政府機構をめまぐるしく改変——例えば、職員令（一八六九・七・八）、集議院規則（一八六九・八・二〇）、太政官制改正（一八七一・七・二九）、官制改革（一八七一・八・一〇）、太政官職制ならびに正院事務章程（一八七三・五・二）等——しながら、集権化・専制化を進めていった。その結果、一八七三（明治六）年六月二四日の「左院職制事務章程」において、集

議院は廃止され、その立法業務は太政官内組織である左院によってとりあつかわれることになり、法案検討は、明確に、官僚業務の一部とされることになった。²²このことによつて、当初の三権分立の制度は形式的にも失われ、大久保利通を中心とする有司専制の政治が出現する。これは政府内部の対立や民権運動等の反政府運動への対応のなかで出現した体制であつた。政府は、さらに、一八七三（明治六年）十一月一〇日には、内務省を創設し、初期資本主義の育成をはかるとともに、政府の推進する政策に反対し、治安を乱す者を取締る姿勢を明らかにした。²³しかし、有司専制批判、民権主張は、たとえば、「臣等、伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而も独り有司に帰す。夫れ有司上帝室を尊ぶと曰はざるには非ず、而帝室漸く其尊榮を失ふ、下人民を保つと云はざるにはあらず、而も政令百端、朝出暮改、政刑情実になり、賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽、困苦告るなし、夫如是にして天下の治安ならん事を欲す。三尺の童子も猶不可なるを知る。因仍改めず、恐くは国家土崩の勢を致さん……」とする副島種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平、由利公正ら八名の連署による「民撰議院設立建白書」²⁴（明治七年一月一七日）にみられように、次第に厳しくなり、拡大していく。しかも、政府内部の対立による分裂さわぎ（一八七三・一〇）は政府を弱体化させ、強力な反政府の動きと国内騒擾を引起した。こうしたなかで、大久保利通、木戸孝充、板垣退助（伊藤博文、井上馨同席）の三人が、一八七五（明治八）年二月一日、大阪の加賀伊楼に会し（いわゆる「大阪会議」）、政体変革に関する左の四条件により、木戸、板垣の政府への復帰が行われた。

第一、政府二三者の専権に流るるを防止せんがために、立法事業を鄭重にし、且つ他日国会を開く準備として元老院を設くる事。

教育勅令主義への道（湯木）

第二、裁判の基礎を鞏固にせんが為めに、大審院を設くる事。

第三、上下の民情を通じ、漸次立憲の礎を定めんが為めに、地方官會議を起す事。

第四、聖上親裁の体裁を鞏くし、且つ行政の混淆を避けんが為めに、内閣と各省を分離する事。而して諸元功は

内閣に在て輔弼に任じ、第二流の人物を挙げて行政諸般の責任に当らしむる事。²⁾

右の四条件に基き、一八七五（明治八）年四月一四日、「元老院大審院を設置し立憲政体を立つる詔」が出された。

元老院大審院を設置し立憲体制を立つる詔

朕、即位ノ初、首トシテ群臣ヲ公シ、五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、国是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ求ム。幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ、以テ今日ノ小康ヲ得タリ。顧ニ中興日浅ク、内治ノ事、当ニ振作更張スヘキ者少シトセス。朕、今誓文ノ意ヲ拡充シ、茲ニ元老院ヲ設ケ、以テ立法ノ源ヲ広メ、大審院ヲ置キ、以テ審判ノ權ヲ鞏クシ、又地方官ヲ召集シ、以テ民情ヲ通シ、公益ヲ図リ、漸次ニ国家立憲ノ政體ヲ立テ、汝衆庶ト俱ニ、其慶ニ頼ント欲ス。汝衆庶、或ハ旧ニ泥ミ、故ニ慣ルルコト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク、為スニ急ナルコト莫ク、其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ、翼賛スル所アレ。（明治八年四月十四日、太政官日誌³⁾）

さらに、翌一八七六（明治九）年九月七日、勅語をもって元老院に国憲の起草が命ぜられる。

元老院議長熾仁親王に憲法草案を命ずる勅

朕、爰ニ我カ建国ノ體ニ基キ、広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ、以テ国憲ヲ定メントス。ソレ宜ク汝等之カ草案ヲ起
創シ、以テ聞セヨ。朕、將ニ之ヲ撰ハントス。²⁷

しかし、この時期以降、さらに、農民暴動や西南戦争などの士族反乱が続発し、自由民権運動などの反政府運動、政府の有司専制とその諸政策を批判する動きは激しさを増し、憲法議論の声もさらに高まっていった。このなかで、批判と攻撃を緩和しながら、権力機構の強化をはかることが政府の緊急の課題となった。このため一八八〇（明治一三）年二月、政府は、大臣・参議で構成する内閣と各省を分離し、参議の省卿兼任の廃止が行われた。しかし、三月三日、政府は、太政官（内閣）と各省を媒介する機関として、太政官中の法制・調査の二局を廃し、新たに法制・会計・軍事・内務・司法・外務の六部を置き（太政官六部制）、新しい官制を整えたが、各部は法制部を除き、関係各省の事務執行の方法を査理し、実績を監視する所と定め参議二名、あるいは三名を分任したため、²⁸実際には、一層参議に権力が集中し、太政官の中樞機関はさらに強化される結果となった。²⁹しかし、この官制は、内包する矛盾から、政府部内の対立を深めることとなり、翌年秋の政変にもなう官制改革によって廃止されることになる。「集会条令」が公布されたのはこの頃（一八八〇・四・五）であり、「改正教育令」公布（一八八〇・一二・二八）もまたこの時期である。この間、政府は、内部の対立と財政的困難による苦しみの中で、権力機構を整え、さらに、天皇と政府の一体性の主張を強めながら、いやおうなしに、天皇輔弼形態の再編強化の方向に傾くのである。このためには、かつて侍補職廃止（一八七九・一〇）などによって封じこめられた宮中派の力をも再び利用することをも辞さなかった。³⁰この

流れは、すでに述べた政府の教育に関する諸立法、諸政策の動きと一致する。これらのことを考える時、「成立期大皇制における執行権力の独裁ないし統治集団の独裁という事態は、新たな国内外の条件に対応して着手される中央権力機構の改革・整備として貫かれ、その支柱たる官僚制の成熟とともに完成度を増していく。そうした過程はまた、 \wedge 政治的君主 \vee としての天皇が成長する過程である」というこの時期の説明も十分可能となる。

憲法問題に関しては、一八八〇（明治一三）年七月の元老院による日本国憲法第三次案は、岩倉・伊藤により廃棄され、元老院の国憲取調局は翌年三月閉鎖された。大隈重信の国家構想や国会開設・立憲政体を要求する運動に激しく揺れるなか、一九八一（明治一四）年七月六日、右大臣岩倉具視は「憲法制定意見書」を、伊藤博文、井上毅の協力のもとに、建議として提出する³²。その意図は、英国の憲法を排してプロイセン憲法の原理をとり、欽定主義、漸進主義、天皇大権、帝位継承法の分離、二院制、財産制限選挙権、大臣の輔弼責任、議院内閣制の否定、政府の前年度予算執行権、臣民の義務と権利の原則を導入することであり、しばしば語られるように「国会にたいする君権の超越性と行政府の優越性を確保する」³³意図に満ちたものであった。「国会開設意見書」³⁴（一八八一・三・一八）によって、国会の即時開設・政党政治による議院内閣制を主張して、岩倉、伊藤と対立した大隈重信は、秋明によって一時対立緩和したものの、北海道開拓使官有物払下げ事件での対立により、参議を罷免され（明治二四年の政変）、同時に、反政府運動激化防止のため、次に示す「国会開設の勅諭」³⁵が發布された。一八八一（明治一四）年一〇月二十一日である。

国会開設の勅諭

朕、祖宗二千五百有余年ノ鴻緒ヲ嗣キ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ総攬シ、又夙ニ立憲ノ政体ヲ建テ、

後世、子孫継クヘキノ業ヲ為サンコトヲ期ス。嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府県会ヲ開カシム。此レ皆漸次基ヲ創メ、序ニ循テ歩ヲ進マルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ。爾有衆、亦朕カ心ヲ諒トセン。

顧ミルニ、立国ノ体、国各宜キヲ殊ニス。非常ノ事業、夷ニ輕拳ニ使ナラス。我祖我宗、照臨シテ上ニ在リ。遺烈ヲ揚ゲ、洪模ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、断シテ之ヲ行フ。責朕カ躬ニ在リ。將ニ明治二十五年ヲ期シ、国会ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命シ、仮スニ時日ヲ以テシ、經画ノ責ニ当ラシム。其組織權限ニ至テハ、朕、親ラ衷ヲ裁シ、時ニ及テ公布スル所アラントス。朕惟フニ、人心進ムニ偏シテ、時會速ナルヲ競フ。浮言相動カシ、竟ニ大計ヲ遺ル。是レ宜シク、今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ、以テ朝野臣民ニ公示スヘシ。若仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ、事變ヲ煽シ、国安ヲ害スル者アラハ、処スルニ国典ヲ以テスヘシ。特ニ茲ニ言明シ、爾有衆ニ諭ス。

この勅諭は天皇統治の不可侵と憲法親裁、その枠内での明治二三年国会開設と政府主導の立憲政体樹立を明示するものであったが、民権運動の担手の多くはこれを運動の成果とみなした。ここで、勅諭の文中の「臣民」という言葉に注目しておきたい。これは、やがて、帝国憲法と教育勅語において定着する重要な用語である。

かくて政府は、かつて岩倉・伊藤を含む使節団（一八七一・一一一八七三・九）が、帝国形成の体験に裏うちされたビスマルクの演説に感動して「交際ノ使臣、相宴会スル際ニ、此語ハ甚タ意味アルモノニテ、此候ノ辞令ニ嫻ヘルト、政略ニ長セルトヲヨク認識シテ、玩味スヘキ言ト謂ツヘシ」（一八八三・三・一五）と記録し、かつ使節団の使命からの共感と親近感を覚えたプロシヤの立憲主義の路線を、あらためて、選択したのであった。

一八八一（明治一四）年一〇月二一日、政府は、さらに太政官官制改革をおこない、参議と省卿の兼任制を復活す

るとともに、すでに述べた太政官中の六部を廃して、新たに「参事院章程」（太政官達第八九号）によって参事院を設置した。参事院は「太政官ニ属シ内閣ノ命ニ依リ法律規則ノ草定審査ニ参預」する機関として、内閣の命による法律規則案の起草、各省提案の法律規則案の審査・修正、元老院議決法案の審査、……等な広範囲な職務権限をもち、太政官のもとで、権力諸機関を統制、調整し、中央および地方の権力機構の統一をはかるという目的をもっていた。³⁴⁾これは、また、一八九〇年の国会開設にむけて、行政優位の権力機構の編成をめざす政府のために中心的な働きをする機関であった。議長には参議伊藤博文が就任した。内閣制への移行は、このことによつて、目前の事柄となる。

さて、ここに、この時期に書かれた興味深い文書がある。つまり、「三条太政大臣はこの難局の打開策に就き、公（伊藤）を始め諸参議と熟識したるに、当時多数の意見は開拓使官有物払下を中止すると同時に、大隈を罷免すべしといふに一致したるが、公（伊藤）は、単にそののみては人心の鎮定を庶幾するに足らずとし、この機会に勅裁により憲政実施の方針を確立し、国会開設の時期を布告し、併せてこれが準備に着手せんことを建言した。三条を始め閣員一同公の説に賛し、尚ほ公をして専らその実行方法の調査立案に当らしむることを決定した」とされ、それが実施されはじめた頃、すなわち、政府が、開拓使官有物払下げて中止して大隈重信ら政府部内の反対派を追放し（明治一四年の政変）、一〇年後国会開設を約束する勅諭を発して反政府運動の激化を防止しようとし、また、国会開設にむけての官制改革に懸命になっている時期、一八八一（明治一四）年二月七日、参事院議官井上毅は、太政大臣三条實美、左大臣有栖川宮熾仁、右大臣岩倉具視の三大臣に「進大臣」を書き、自由民権運動対策を建白した。左の文書がそれである。

進 大 臣

窃ニ觀ルニ天下ノ事、未ダ小安ニ敗レテ、憂危ニ復セザル者ハアラズ、十月十二日以来、府下ノ人心、稍ヤ静帖ニ就キ、火ノ水ヲ得ルカ如シ、然ルニ全国ノ大勢ヲ察スルニ至テハ、不平ノ氣、軋タ一層ノ激迫ヲ加ヘ、蒸氣ノ圧搾スル者ニ異ナラズ、今徐クニシテ之ヲ待タバ、久シカラズシテ、自ラ消滅ニ就クベシト謂ハン歟、決シテ其然ラザルヲ知ルナリ、何ゾヤ、今日ノ勢、実ニ淵源ヲ寰宇ノ變ニ發シ、風潮ノ激スル所、先ヅ人心ニ入ル、是レ蓋シ一二不平ノ律、熱躁ノ士ノ能ク作為スル所ニ非ザルナリ、今ニシテ、速ニ之ガ所^ニヲ為サザレハ、過激論者ノ先制スル所トナリ、国民ノ多数ハ、既ニ佗人ノ手ニ落ち、大勢一タビ去テ、其後ヲ善クスベカラズ

今日ノ謀コトヲ為スハ、政令ニ在ラズシテ、風動ニ在リ、福沢諭吉ノ著書一タビ出デテ、天下ノ少年、靡然トシテ之ニ從フ、其腦漿ニ感ジ、肺腑ニ浸スニ当テ、父其子ヲ制スルコト能ハズ、兄其弟ヲ禁ズルコト能ハズ、是レ豈布告号令ノ能ク挽回スル所ナランヤ、天下ノ人、方嚮ニ迷錯シ、其ノ觀感シテ則ヲ取ル所ノ者、僅ニ新聞ノ社説ト、一二著訳ノ書ニ過ギザルノミ、今ノ時ニ当テ、姦雄ノ為ニ、人心ヲ牢絡スルノ計ヲ画スルハ、実ニ掌ニ運ラスガ如シ、政府ノ為ニ謀ルノ道、佗ナシ、亦彼レノ為ル所ニ反スルノミ

其方法ノ詳ナル何如、一二日、都鄙ノ新聞ヲ誘導ス、二三日、士族ノ方嚮ヲ結ブ、三二日、中学并職工農業学校ヲ興ス。四二日、漢学ヲ勸ム、五二日、独乙学ヲ奨励ス

第一 都鄙ノ新聞ヲ誘導ス

府下ノ各新聞ハ、一時、財ヲ以テ啖ハシムベシト雖モ、炎ニ就キ涼ヲ去ル、以テ永久ノ約ヲ保シ難シ、故ニ西洋各国ニ效ヒ、官報ノ設無カルベカラズ、官報新聞ハ、政府ノ主義ヲ維持シ、政府ト其存亡ヲ共ニセシムベシ、是レ予メ平

和ノ日ニ設ケザレバ、機会切迫ノ時ニ応ジ難シ、官報新聞ノ約束ハ、第一、社長ハ、政府ヨリ之ヲ撰ブ、編輯人以下、社長ノ撰ブ所ニ任ズ、第二、社説ヲ官ニシ、雜録ヲ私ニスルコトヲ許ス、第三、凡ソ法律命令ノ公布并官省ノ公告ハ、該新聞ニ記載スルヲ以テ公正ナル方法トス、第四、凡ソ傍聴ヲ許ス所ノ中央議會ノ議事ハ、該新聞ニ翌日ニ於テ記載シ、佗ノ新聞ハ、該新聞ヲ写スノ外、記載スルコトヲ許サズ、第五、凡ソ人民ノ公告ハ、該新聞ニ記載スル者ヲ以テ公正ノ証拠タルコトヲ得ルト為ス但東京府下ニ限ル、第六、政府ハ、何時タリトモ、社長ヲ免ジ、又ハ他ノ編輯人以下ヲ免ゼシムルコトヲ得、第七、該社ノ會計ハ、政府ノ監督ニ屬ス

大阪ニ、一ノ半官新聞ヲ置クベシ、
半官新聞、并本願寺ノ新聞ハ、政府ヨリ補助金ヲ与へ、社長ヲ認可シ、社説ニ於テ、政府ノ政令ニ異見ヲ抱クトキハ、沈黙ノ自由ヲ得ルコトヲ許ス

其他、各新聞ヲ牢絡スルハ、必要ニ屬スト雖モ、従前ノ經驗ニ拠ルニ、独り平和ノ日ニ恃ムベキノミ

第二 士族ノ方向ヲ結ブ

各旧藩候ノ方響ヲ固クスルハ地方士族ヲ結ブノ第一着手タリ

現在、在官ノ人、退イテ郷里ニ歸住シ、以テ地方ノ為ニ上下ノ情ヲ通ズルヲ願フ者、其ノ功劳アル人ノ如キハ、政府ハ、之ニ養料ヲ予ヘテ以テ、其請ヲ許スベシ

地方ノ團結ニシテ、方響純正ナル者ハ、在官ノ士、之ト消息ヲ通ジ、百方誘掖スルコトヲ許スベシ

第三 中学并職工農業学校ヲ興ス

維新以來、文部ノ唱励ハ、主トシテ小学ノ普通教育ニ在テ、中学以上ニ在ラズ、是レ士族ノ子弟ヲ驅テ、福沢ノ門ニ

輻湊セシムルノ一ノ原因タリ、仏国ニ於テ国庫ノ補助金ハ、中学ニ於テシテ小学ニ於テセズ、今、宜シク国庫ヨリ毎年五十万円ノ補助金ヲ出シ、士族団聚ノ地方ニハ、中学校并農学職工学ヲ訪ケ、而シテ中学ノ学則ハ、国文ト漢学トヲ用ヒ、其洋務ヲ知ルハ、翻譯書ニ依ラシメ、現今ノ中学規則ハ、猶ホ英学ヲ修ムルヲ以テ必要トセリ、又洋風ニ模擬セル煩細ノ学則ヲ删除スベシ、此ノ如キトキハ、庶幾クハ、以テ全国ノ士族子弟、争テ東京ニ集マリ、政談ノ淵叢タルノ弊ヲ去リ、又以テ私学私塾ニ於テ一家ノ私言ヲ広ムルノ害ヲ除クベカラン歟、而シテ農工学校ニ至テハ、理論ヲ略シ、学則ヲ簡ニシ、専ラ実業ヲ主トスベシ

第四 漢学ヲ勸ム

維新以来、英仏ノ学盛ニ行ハレ、而シテ革命ノ精神、始メテ我国ニ萌生シタリ、蓋シ忠愛恭順ノ道ヲ教ユルハ、未ダ漢字ヨリ切ナル者ハアラス、今、之ヲ將ニ廢レントスルニ興スハ、亦互ニ平衡ヲ持スル所以ナリ

第五 独乙学ヲ奨励ス

現在、文部ノ制、日耳曼語ヲ学ブ者ハ、専ラ医科ニ限り、法科文科ノ如キハ、専ラ英仏語ヲ用フ、蓋英語ヲ学ブ者ハ英風ヲ慕ヒ、仏語ヲ羨ム、自然ノ勢ナリ、現今欧洲各国ノ建国、独リ字国ハ我国ニ近キ者アリ、其一例ヲ挙ルトキハ、英国ニ於テ政府ト称スルハ、王室其中ニ在ラズ、而シテ字国ニ於テハ、政府ハ即チ王室ノ政府トス、凡ソ此ノ類、国憲ノ關鍵ニ於テ、毎ニ相反セリ、今天下人心ヲシテ、稍ヤ保守ノ氣風ヲ存セシメントセバ、専ラ字国ノ学ヲ勤奨シ、数年ノ後、勝ヲ文壇ニ制スルニ至ラシメ、以テ英学ノ直往無前ノ勢ヲ暗消セシムベシ

以上五条、時ヲ失フテ為サレバ、機会既ニ去ラン、今天下方ニ

明詔ヲ仰グ、百事流ニ順フノ勢アリ、優游シテ時日ヲ経過スベカラズ、敢テ尊嚴ヲ干シ、意見ヲ上陳ス 頓首再拝

明治十四年十一月七日

参事院議官 井上 毅

教育勅令主義への道 (湯木)

太政大臣殿

左大臣殿

右大臣殿

井上は、「今日ノ謀コトヲ為スハ、政令ニ在ラズシテ、風動ニ在リ、福沢諭吉ノ著書一たび出デテ、天下ノ少年、靡然トシテ之ニ従フ、其脳漿ニ感ジ、肺腑ニ浸スニ当テ、父子を制スルコト能ワズ、兄其弟ヲ禁ズルコト能ハズ、是レ豈布告号令ノ能ク挽回スル所ナランヤ」と、自由民権運動に対抗する方策として、政令、布告号令だけでは限界のあることを認め、教育・言論に注目し、その統制をはかるべきであると建白する。¹²これは、やがて政党を結成して政府をおびやかすとおもわれる大隈重信や福沢諭吉に対抗するための単なる目先の手段、方策と考えるはならない。そのなかには非常に重大な原理的問題を秘めている。彼の建白する方策の具体案は、第一に、官報を発行して都鄙の新聞を統制的に誘導し、第二に、旧藩候を政府の味方に引入れ、第三に、小学校普通教育だけでなく政府主導の中学、職工農学校を興し、第四に、稀薄となった忠愛恭順の道を教えるために漢学を勧め、第五に、英仏の自由主義を除くために英仏の学よりは我国に近い王室の政府をもつプロシヤの学を奨励する、以上の五つの方策である。私は、この重要な文書（「進大臣」）について、二つの事を考えておきたいと思う。まず、第一に、小松周吉氏も指摘するように、¹³私も「教学大旨」を批判するために井上毅が起草した「教育議」（一八七九年九月）を思出さずにはおれない。「進大臣」のわずか二年前のことである。彼は、「……政談ノ徒過多ナルハ、国民ノ幸福ニ非ス、今ノ勢ニ因ルトキハ、士人年

少稍ヤ才氣アル者ハ、相競フテ政談ノ徒トナラントス、蓋シ現今ノ書生ハ、大抵漢學生徒ノ種子ニ出ツ、漢學生徒往々口ヲ開ケハ輒チ政理ヲ説キ……」と書いている。二年前に漢学導入に激しく反対した井上は、今、「維新以来英仏ノ学盛ニ行ハレ而シテ革命ノ精神始メテ我国ニ萌生シタリ、蓋シ忠愛恭順ノ道ヲ教ユルハ未ダ漢学ヨリ切ナル者ハアラズ」と論ずるのである。当時の明治政府の最優秀な理論家が、どんな理由あつて、かくも簡単に立場を変え得たのであろうか。これは次の問題に深くかかわるように考えられる。第二に問題としなければならぬことは、彼が「今日ノ謀コトヲ為スハ、政令ニ在ラズシテ、風動ニ在リ」と語り、過激論者、すなわち自由民権運動対策として、自らのうち何の抵抗も感じないような仕方、容易に、言論と教育に注目し、教育の問題に関しては、第三、第四、第五の提案（もちろん第一の提案も深い関わりをもつ）をおこなっていることである。政府、政権に不利、不都合な立場を、すべて、誤り、悪と規定し、それを力によって圧制するだけでなく、教育を、その政治的方策の手段として、あるいは、不都合をなくすることを教育の主題として把える立場がそこにある。したがって、私は、この「進大臣」を、その後展開される教育の政治化、教育の政策化の主要契機となる文書と考える。このような立場にとつて、重要な問題は、事柄の真実ではなく、なによりも、政策としての有効性であろう。そして、今、井上は「忠愛恭順の道」と語り、天皇への忠誠恭順を唱えることによつて、自ら提示する方策、政策の正当性を主張し、統制的な展開を求めているのである。第一に提示した矛盾の問題は、このように考えれば、理解が可能となるように思う。これらのことは、井上毅だけの問題ではない。この時期の明治政府の変貌推移の姿でもある。やがて、「進大臣」建白の三ヶ月後、一八八二（明治一五）年二月二一日、日本近代教育史上、「治教権独立」および「教育立法勅令主義慣行」の契機となつた勅諭「学制ニ付勅諭」が、元田永孚を通して、文部卿福岡に示されるのである。このようにみえてくる時、私は、あらためて、明

治期における教育史と社会・政治史との結合、教育の立場から言えば、教育理論抜きでの結合の歴史と出会う。日本の教育は、このようにして、天皇制官僚主義国家を原理として強制されながら歩みはじめることになる。やがて、キリスト教会とキリスト教教育は苦しい季節を迎える。

(頁数の関係で後半は次号にゆずる。「内閣制度創設と公文式」、「帝国憲法と天皇制国家の確立」、「公文式と教育勅令主義への道」等が続く予定である)

(未完)

注

- (1) 関西学院大学神学研究會『神学研究』第二五号、一九七七、同公刊。
- (2) 大橋博明「学校令の制定」仲新監修『日本近代教育史』(講談社、一九七三)八八頁。
- (3) 土屋忠雄他編『概説近代教育史』(川島書店、一九六七)五〇頁。
- (4) 江木千之翁経歴談會編『江木千之翁経歴談』上卷(同公刊、一九三三)二二二頁、久保義三『天皇制国家の教育政策』(勁草書房一九七七)六頁。
- (5) 法令全書、明治二二(一八八九)年第三条のみ「法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ親書ノ後御爾ヲ鈴シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任大臣ト俱ニ之ニ副署ス其各省専任ノ事務ニ属スルモノハ主任大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス」と小改正され明治四〇(一九〇七)年に至る(公式令公布ま
- (6) 高柳貞三『日本法制史』(明治以降)(一九七九、有斐閣)四五、四六頁。
- (7) 井ヶ田・山中・石川『日本近代法史』(一九八二、法律文化社)二五頁。
- (8) 大久保利謙編『体系日本史叢書』(政治史Ⅲ)(一九六七、山川出版社)、二二四頁。
- (9) 小林義峯『日本憲法資料選』(一九八二、嵯峨野書院)による。
- (10) 海後宗臣「教育法」鶴飼信成他編『講座日本近代法発達史Ⅰ』(一九五八、勁草書房)、一一〇頁参照。
- (11) 『神学研究』第二五号(一九七七、関西学院大学研究會)、九四―九八頁。
- (12) 教育史編纂會編『明治以降教育制度発達史』第二卷(一

- 九三八、竜吟社）、四九三―四九八頁参照。
- (13) 2 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第一卷（一九三八、竜吟社）、二五七―二五九頁、松本賢治・鈴木博雄『原典近代教育史』（一九六二、福村出版）、七三頁参照。
- (14) 3 「改正教育令」第三七条は「教員ハ男女ノ別ナク年齢一八年以上タルヘシ但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス」である。
- (15) 片山清一『資料教育勅語』（一九七四、高陵社書店）二―一二三頁。
- (16) 山中永之佑「教育制度」福島正夫編『日本近代法律体制の形成』（一九八一、日本評論社）三八四―三八五頁。
- (17) 片山清『資料教育勅語』二八頁。
- (18) 山中永之佑「教育制度」福島正夫編『日本近代法律体制の形成』、三八五頁。
- (19) 小森義峯『日本憲法資料選』九一―九三頁（「幼学綱要大意は辻善之助監修『歴代昭勅集』によっている」）。
- (20) 高柳真三『日本法制史』（二二―二四頁、太政官は議政、行政、神祇、会計、軍務、外国、刑法の七官、立法官に相当する。議政官は上局下局の二局よりなる。（三職七科の制（一八六八・一・三）、三職八局の制（一八六八・二・三）より移行））。
- (21) 下山三郎『明治維新研究史論』（一九六六、御茶の水書房）、三一―三二頁。大江志乃夫「中央集権国家の成立」『岩波講座日本歴史一五』（一九七一、岩波書店）参照。
- (22) 石井良助編著『体系日本史叢書(4)法制史』（一九七三、山川出版社）二七三頁。高柳真三『日本法制史』（二二頁）。
- (23) 福島正夫「近代法制形成期の日本」福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻（一九八一、日本評論社）九三―九五頁参照。一八七四・一・九、省機構は勸業・警保・戸籍・駅通・土木・地理（以上寮）・測量（司）の六寮一司からなることに決定。
- (24) 板垣退助監修『自由党史』（上）（一九五七、岩波書店）、八九―九三頁。
- (25) 板垣退助監修『自由党史』（上）（一九五七、岩波書店）、一六三頁。小林昭三『明治憲法史論・序説』（一九八二、成文堂）七七一―七二頁参照。
- (26) 小森義峯『日本憲法資料選』、七三頁。
- (27) 小森義峯『日本憲法資料選』、七三頁。
- (28) 「太政官中六部分掌事務」規定、一八八〇・三・一八（太政官達）。
- (29) 吉井蒼生夫「中央権力機構の形成」福島正夫編『日本近代法体制の形成』（上巻）（一九八一、日本評論社）一〇八―一一二頁、山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』（一九七四、弘文堂）、四六頁、参照。
- (30) 佐藤秀夫「教育勅語の発布」仲新監修『日本近代教育史』（一九七三、講談社）一一〇頁。
- (31) 福島正夫編『日本近代法体制の形成』（上巻）（一九八一、日本評論社）八三頁。下山三郎『近代天皇制研究序説』そ

- の「一」』『東京経済大学会誌』五七号（一九六八）五五頁以下参照。
- (32) 小森義峯『日本憲法資料選』八二―八五頁参照。
- (33) 永井秀夫『明治憲法の制定』『岩波講座日本歴史』二六（近代三）（一九六六、岩波書店）二〇七頁。
- (34) 小森義峯『日本憲法資料選』八〇―八二頁参照。
- (35) 小森義峯『日本憲法資料選』八五―八六頁。
- (36) 松永昌三『明治一四年の政変と天皇制イデオロギーの形成』田中彰編『日本史(6)近代(1)』（一九七七、有斐閣）、二〇〇頁参照。
- (37) 久米邦武編『特命全權大使米欧回覧実記』（一九七九、岩波書店）三三〇頁。
- (38) 田中彰『岩倉使節団』（一九七七、講談社）一四〇―一四二頁。
- (39) 吉井蒼生夫『中央権力機構の形成』福島正夫『日本近代法体制の形成』（上巻）二二―二頁。山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』（一九七四、弘文堂）二二―八頁以下。
- (40) 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』（中）（一九七〇、原書房）二二七頁。
- (41) 大久保利謙『明治一四年の政変』『明治史料研究連絡会編』『明治政権の確立過程』（一九五四、御茶の水書房）一四九―一五三頁。
- (42) 小松周吉『国民教育制度の発足』『教育学全集3』（一九八五、小学館）五三頁、鈴木博雄『国家体制の成立と教育の進展』『教育学研究全集2』（一九七六、第一法規）八九頁および堀松武一『日本近代教育史』『明治の国家と教育』（一九五九、理想社）二〇〇―二〇二頁がこの文書のことにもふれている。しかし両者共にきわめて簡単である。
- (43) 小松周吉『国民教育制度の発足』『教育学全集』、五三頁、